

広島県告示第六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年一月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在 地	
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
大塚東三丁目五(一一六)八(一三)	大東(〇一〇)	崩壊 急傾斜地の 自然現象の 原因となる 土砂災害	広島県広島市安佐南区大塚東二丁目及び同市安佐南区大塚東三丁目地内
次の図のとおり	次の図のとおり	表区域 示の	
大東(〇一〇)八(一三)	大塚東三丁目五(一一六)	区域の名称	
崩壊 急傾斜地の 自然現象の 原因となる 土砂災害	崩壊 急傾斜地の 自然現象の 原因となる 土砂災害		
次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。